

令和8年度 任意継続被保険者の保険料について

任意継続被保険者の保険料は、退職時の標準報酬月額か全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方を基に算出されます。当健康保険組合の令和8年度平均標準報酬月額は昨年度の470,000円から、500,000円となりました。よって、任意継続被保険者の令和8年度の標準報酬月額の上限は500,000円に改定となります。

退職時の標準報酬月額が500,000円未満



退職時の標準報酬月額となります

退職時の標準報酬月額が500,000円以上



標準報酬月額は500,000円となります



※すでに加入済みの任意継続被保険者にも改定後の上限が適用されます。よって、退職時の標準報酬月額が500,000円以上であった方は、上限額改定に伴い、令和8年度は470,000円から500,000円に改定されます。

■標準報酬月額500,000円の場合の月額保険料は以下のとおりです。

	健康保険料	子ども・子育て支援金*	介護保険料	月額保険料合計
令和8年4月分保険料より	39,500円	1,150円	8,700円	49,350円

*令和8年4月より、少子化対策の財源のため国に代わって徴収を開始いたします。

マイナ保険証の有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカードおよびマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります。有効期限の2～3か月前に案内が送付されるので、受け取ったら、更新の申請をお願いします。

マイナンバーカード本体

〈有効期限〉発行日から10回目の誕生日まで ▶▶▶
(18歳未満は5回目の誕生日まで)

「有効期限通知書」の記載を確認し、スマホ・パソコン、証明写真機、郵送のいずれかで申請。

マイナンバーカード搭載の電子証明書

〈有効期限〉発行日から5回目の誕生日まで ▶▶▶

マイナンバーカードと「有効期限通知書」を持って、市区町村の窓口で更新手続き



電子証明書の有効期限が切れてから3か月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月の月末から3か月経過すると利用登録が解除されるので、早めに更新を行ってください。

マイナ保険証にきりかえましたか？

マイナ保険証にはメリットがあります！

まだの方は今すぐきりかえましょう！！

◎マイナ保険証は、あなた専属の健康アドバイザー！

- 急にいつもと違う病院に行っても、健康を守る機能が備えられています！！



◎マイナ保険証は、あなたの命を守るカード！

- 「マイナ救急」があなたの命を守ります！自分で伝えられなくても大丈夫！



◎マイナ保険証の利用登録は簡単！

医療機関の窓口ですぐ登録できます 医療機関にすぐ行かない方はこちら

おすすめ！

医療機関窓口の
カードリーダー



マイナポータル



◎セキュリティ対策も万全です！

税や年金、医療などの
個人情報
入っていません



マイナンバーだけでは
個人情報は
調べられません

あなたの命を守り、これからの医療をもっと便利に。

詳しい
PR動画はこちら！

